

令和5年度 第11回

# 出水市教育委員会 会議録

日時 令和6年2月5日（月）午後2時  
場所 出水市役所 401会議室

出席者	
大久保 教育長	宮崎 教育部長
中村 委員	中原 教育総務課長
池袋 委員	田子山 学校教育課長
長島 委員	眞正 学校教育課指導監
宮本 委員	谷川 生涯学習課長
	別府 出水商業高等学校事務長
	川添 青年の家所長
	岡本 学校給食センター所長
	古川 教育総務課 課長補佐兼教育総務係長
	新垣 教育総務課 主任主査

## 議決事項

件名	提案理由	審議の状況	可否の別
議案第23号 出水市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について	当該規則は、引用している条項にずれ等が生じているため、所要の改正をしようとするもの。	特記事項なし	可決
議案第24号 出水市立出水商業高等学校教諭等の大学院修学休業制度実施要綱の一部を改正する要綱の制定について	地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。	特記事項なし	可決
議案第25号 出水市児童生徒就学援助に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について	国の支給単価に準じ、引き上げた新入学児童生徒学用品費の単価について令和6年度の入学者から適用するため、所要の改正をしようとするもの。	特記事項なし	可決
議案第26号 出水市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について	児童、生徒の入学及び転学に関する事務の一部を補助執行させるため、所要の改正をしようとするもの。	特記事項なし	可決

## その他

# 会 議 要 旨

## 1 開 会

## 2 会議録の承認

令和5年度第10回教育委員会会議録については、署名に代えて承認された。

## 3 教育長の報告

(教育長) 1月16日、17日に、北薩教育事務所の所長と市内校長との面談があった。

この面談は、各学校の現在の実情を伝え、来年度の人事異動に向けての要望などを  
するもので、全ての学校の校長から話があった。

22日と31日に、熊毛地区教育委員会と福岡県嘉麻市教育委員会の視察研修  
があった。目的はどちらも同じで、義務教育学校の取組について話を聞きたいと  
のことだったので、直接、鶴荘学園に行って話を聞いていただいた。

28日には、釧路市との文化団体交流事業で、市長と一緒に釧路市に行ってきた。  
この文化団体交流事業というのは、釧路市と出水市の文化団体が2年ごとに  
交流をして、お互いの発表や展示をそれぞれの都市で行うものである。今回は釧  
路市で行われ、舞台発表、展示、各団体ごとの交流など様々な形での交流がなさ  
れた。

実際、私も近くで見てみたが、発表の質が高く、非常に意義ある交流がなされ  
ていた。舞台発表では、年配の方だけではなく、壮年の方々、そして子供たちの  
交流もあったりして、様々な年代にわたっての交流がなされていたのが、より意  
義あるものだと感じた。

最後に、昨日の出水バードフェスタの中で、世界湿地の日シンポジウムがあり、  
鶴のまち童話大賞の表彰式があった。小・中学生からは、全部で380作品の参  
加があり、審査委員代表の方から、それぞれ特徴のある内容でおもしろかったと  
いう評価を受けていた。

〈各課長等から「教育委員会報告事項」に沿って、所管業務の報告〉

〈質疑なし〉

#### 4 議事

##### 議案第23号 出水市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について

- 当該規則は、引用している条項にずれ等が生じているため、所要の改正をしようとするもの —

〈生涯学習課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第23号は原案のとおり可決することとする。

##### 議案第24号 出水市立出水商業高等学校教諭等の大学院修学休業制度実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

- 地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの —

〈出水商業高等学校事務長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第24号は原案のとおり可決することとする。

##### 議案第25号 出水市児童生徒就学援助に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について

- 国の支給単価に準じ、引き上げた新入学児童生徒学用品費の単価について令和6年度の入学者から適用するため、所要の改正をしようとするもの —

〈教育総務課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第25号は原案のとおり可決することとする。

##### 議案第26号 出水市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部

## を改正する規則の制定について

- 児童、生徒の入学及び転学に関する事務の一部を補助執行させるため、所要の改正をしようとするもの —

〈学校教育課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第26号は原案のとおり可決することとする。

## 5 その他

### (1) 出水っ子学力向上推進大会、高校の自己推薦について

- ①保護者との意見交換、②読書推進室との連携、③制度作りについて —  
(宮本委員) 3点ほどお伺いしたい。

1点目だが、先に行われた出水っ子学力向上推進大会に参加した保護者と話を  
する機会があったのだが、次回からは保護者との意見交換にもう少し時間をとっ  
てほしいということだった。

当日は、最初にフロアの方との意見交換を密にしたいというアナウンスがあり、  
途中休憩があった。その保護者の方は休憩時間でいろいろ考えていたが、時間の  
都合で意見ができなくなり残念だったということだった。

やはり、あの場で言うのと、後のアンケートに記入するのではちょっと違う  
ので、是非その場で意見ができるように、もう少し時間の工夫をしてほしい。

2点目だが、学力向上推進大会で、現役の先生のいろんな発表を聞かせていた  
だき、非常にいいなと思った。特に、読む書く部門の先生が、特に熱心にされて  
おり、オール出水で頑張っていくという発言をされていた。

その読む書くというところは読書に通じるものがあるのかなと思う。例えば、  
その現役の先生と読書推進室が連携して、そういった何か取組をされていたりす  
るのかお尋ねしたい。

その先生方は、年2回しか集まりがないという話だったが、やはり読む書くと  
いうところは読書に通じるところがあると思うので、そういうところで何か連携  
みたいなことをされているのか質問したい。

3点目、高校の自己推薦について新聞記事で見たのだが、特に出水商業高校は、

非常にビジョンを立てやすい高校なのかなと個人的に思っている。

例えば、将来の経営のプロフェッショナルを育てるとか、資格を取って即戦力を育むというようなビジョンを作った上で、そこに是非行きたいという生徒さんが自己推薦の形で来られたら、非常に学校として魅力というか、底上げがなされるのかなあと思っている。

やはり、どうしても子供が減っていくということで、生徒の取り合いではないが、そういうものが生じてくる中、鹿児島県の3校で、鹿児島市の教育委員会主体でそういう制度を作ったということだった。

出水商業高校に関しては、ここの教育委員会でそういう制度作りということは可能なかというのと、今後そういった形を考えているのかどうか質問したい。

(学校教育課長) 1点目の保護者との意見交換についてはおっしゃるとおりで、次年度に向けてそういった時間をしっかり確保できるよう日程調整したいと思う。

(生涯学習課長) 2点目の学校での読書についてだが、直接、学校教育課と読書推進室がコラボしているのは図書館教諭等との研修会等ぐらいで、今のところ学校のほうには朝の読書10分間運動であったり、単作文とか読書標語の募集をしていただいたり、長期休暇のときは、家読や朝読み、夕読みをお願いして推進している。

(教育長) 推進会議にも委員が入ってるのではないか。

(生涯学習課長) 読書推進会議にも委員として入っていただいております、意見を政策に反映させていくようにしている。

(宮本委員) 委員というのは、あの場にいらっしゃった先生になるのか。

(生涯学習課長) はい。

(教育長) 今、宮本委員がお話しされたように、読書推進室の学校関係の読書推進については、学校教育課と常に連携をしているので、関係の先生方に協力いただいたりしてやっている。

(教育長) 3点目の自己推薦について、今回、報道にあったのは、鹿児島市の教育委員会が提案したということではなく、活性化委員会というのがあり、鹿児島市立の三つの高校の活性化を図る上で、どうしたらいいかという話し合いの中で出てきて、それを市教委に提案したという内容であった。

鹿児島市の教育委員会で、これからそれに基づいて進めていくのだが、鹿児島県教育委員会でも、この自己推薦について導入を今検討しているということで、早ければ来年度、次の令和6年度末の入試の際には、この自己推薦制が導入され

る可能性があるという情報もある。その際には、鹿児島市だけではなく、もちろん出水市も含めて、この制度が導入できるような進め方をしていかななくてはならないと思っている。

そういうこともあり、ここで紹介させていただいた。県から方針が出たら、早速、ここでまた話題にして、皆さんの意見もお聞きしたいと考えている。

## (2) 総合教育会議について

### — 出水市の教育大綱の出来方について —

(中村委員) 3月1日に総合教育会議があると連絡をいただき、そのテーマについて池袋委員が聞かれたところ、出水市教育大綱の改正と幼稚園の統廃合についてということだった。企画政策課には、なるべく検討する時間が欲しいので、資料を早めにと希望は伝えているところである。

出水市の教育大綱というものは、市長部局が作ることになっていると思うのだが、その作る過程において、教育委員会からの意見などを反映されて大綱が出来ているのか、市長部局が自分のところだけで一方的に作っているものなのか、その出来方をお尋ねしたい。

(教育部長) 教育大綱の関係については、地方公共団体の長が策定をすることになっている。内容が地域の実情に応じた教育施策の目標や方針ということなので、国の教育振興基本計画や県の教育振興基本計画も見ながら調整していくものと考えている。

(中村委員) 今の教育大綱の期間が今年度末までになっていて、3月1日の総合教育会議でも全てが決まるということか。

今までに、教育委員会からの希望とか考え方を、もう既に伝えてあるのか。

(教育部長) 概要は私たちも見ているが、まだ細かいところまでは見ていないので、今後またその案を見ながら調整をしていきたいと考えている。

(教育長) 教育大綱というのは、地方公共団体の長が、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたもので、施策内容まで踏み込んでいるわけではない。

教育大綱の根拠法は地教行法であり、教育振興基本計画というのは、教育基本法である。根拠法が違うのでどちらが上位というわけではないが、やはりこのまちの全体の構想、そしてその中の一部である教育について、市長はこのように考



えているというものを形にしたものなので、教育委員会の施策については、教育大綱を無視して作るわけではない。

したがって、教育大綱を作る際には、市長部局も、国の最新の教育振興基本計画を読み込んで、それを踏まえて準備していると聞いている。

だから、事前に私たちに「これでいいですか」と示されるものではなく、教育大綱案に対して、総合教育会議の中で皆さんからいろいろ意見をいただくという形になる。

(中村委員) そのテーマの幼稚園の統廃合については、以前この会議のときに、もう教育委員会ではなくて市長部局のほうで検討することになっているというところまで、私たちはお聞きしていたが、その後の進捗状況については、何か市長部局から、教育委員会の事務局のほうに、今こんな検討をしているというような形での情報提供はあったのかお尋ねしたい。

(教育部長) 幼稚園の在り方についてのまとめを、社会情勢や保護者のニーズ、園児の数を見極めながら、今後の在り方を検討していくことになっている。また、今後の園児の見通しも見ながら、幼稚園だけでなく、保育園や認定こども園等も含めての幼児教育の在り方についての話になろうかと思う。その中で、公立の幼稚園の今後の方針についても示される場になろうかと考えている。

(中村委員) 承知した。事前に資料をいただき、我々も一生懸命勉強して会議に臨みたいと思う。

## 6 閉 会